

藤川労務管理事務所行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 5月15日～令和10年 5月14日までの4年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 6年 5月～ 職員へのアンケート調査
- 令和 6年 7月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布を用意し職員職員に周知する。

目標2：令和7年10月までに、職員全員の年次有給休暇100%消化を実施する。

<対策>

- 令和 6年 6月～ 担当職務内容の検討
- 令和 7年 9月～ 職員全員の年次有給休暇100%消化実施